

3. 地域型保育施設

(家庭的保育施設・小規模保育施設)



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

(1) 家庭的保育施設

家庭的保育施設とは、児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく認可保育事業で、保育士の資格を持つ家庭的保育者が、自宅の一室等を保育室として活用し、保育所保育指針や市の定める設備・運営基準に基づき、低年齢のこどもを対象に家庭的な雰囲気の中で少人数の保育を行う施設です。

人格形成に重要な影響を与える乳幼児の時期に、通常の生活が行われている個人の居宅等で、家族や兄弟姉妹のいるような家庭的な雰囲気の中で、こどもの成長と発達をきめ細やかに見守ることができます。

入所の基準や手続きは、認可保育施設で共通となっています。詳しくはP 14をご覧ください。



対象乳幼児	入所日現在で草津市に住民登録をしている0歳児(概ね6ヶ月)から2歳児まで
保育人数	1保育室 3～5人程度
保育場所	家庭的保育者の自宅等
保育体制	家庭的保育者と家庭的保育補助者で保育をします。 (ただし、こどもが1名の場合は除きます)
家庭的保育者	保育士資格を持ち、保育経験または子育て経験があり、家庭的保育に関する専門的な研修を受講後、市が認定した者。
家庭的保育補助者	家庭的保育に関する専門的な研修を受講後、市が認定し、家庭的保育の補助業務を行う者。
保育実施日 保育時間	<u>月曜日から金曜日の8時間までの保育を原則とします。</u> (国民の祝日・12月29日から1月3日までを除く) <u>※土曜日の保育はありません。延長保育の有無・時間については各保育室で違います。</u> ※保育標準時間認定の方も、保育短時間の範囲(8:30～16:30)のみの利用となります。
食事	外部搬入給食を実施しています。(一部、お弁当・おやつを持参いただく施設があります。)
連携施設	健康診断や交流保育、家庭的保育者が休暇などにより保育ができない場合の代替保育などを実施します。 3歳児以降について、家庭的保育施設ごとに指定する連携施設に入所することが可能です。 ※ただし、施設によっては、受入れ数に限りがある場合や、受入れがない場合などがあります。詳しくは施設にお問い合わせください。



(2) 小規模保育施設

① 小規模保育施設とは

小規模保育施設とは、児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく認可保育事業で、保育士の資格を持つ人が、ビルの一角などを活用して 6～19 人のこどもを預かる保育施設で、0～2 歳児のこどもが対象となります。

利用者負担額（保育料）は、保育所（園）と同じ金額が適用され、徴収は各施設が行います。

また、利用者負担額（保育料）以外の費用（延長保育料、教材費など）は、施設が独自で定める額をお支払いいただきます。それらの金額や詳細については各施設にお問い合わせください。

入所の基準や手続きは、認可保育施設で共通となっています。詳しくは P 14 をご覧ください。



② 保育所との違い

職員数や保育室の面積基準などは認可保育所と同等以上で、給食も各施設で提供します。

なお、小規模保育施設は施設の都合上、園庭がないこともあります。その場合は、安全に遊べる公園を使用するなど、代替地の利用が認められています。

また、こどもの健康診断や、園庭開放、合同保育などを支援する「連携施設」を開園時から確保するよう義務付けています。

なお、小規模保育施設は子ども・子育て支援新制度において新たに位置付けられた事業であることから、市職員が巡回を行い、保育の質の向上を図っています。

対象乳幼児	入所日現在で草津市に住民登録をしている 0 歳児（2～6 ヶ月）から 2 歳児まで（受入開始時期は施設によって違います）
保育人数	6～19 人程度
保育場所	ビルの一角など
保育時間	保育所と同じく、教育・保育給付認定の保育必要量によって、保育短時間が 8 時間まで、保育標準時間が 11 時間までとなっています。 保護者の勤務時間等の都合で、通常の保育時間内にこどもの送迎が困難な方のために各保育所（園）とも時間を定めて延長保育を行っています。
食事	給食を実施しています。

(3) 市内低年齢児(0～2歳児)までの認可保育施設卒園児の入所調整について

① 3歳児以降の保育

3歳児以降も継続して保育所等の利用を希望される場合は、3歳児になるタイミングで新規の入所申込みをしていただく必要があります。「連携施設」に3歳児以降の受け入れを行う卒園後の受け皿が確保されている場合、連携施設への入所調整については、次のとおりの取り扱いとなっております。

また、連携施設を希望先とする、しないに関わらず、市内の低年齢児(0～2歳児)までの認可保育施設の卒園児は、選考基準表のとおり優先的な入所調整を行います。

② 連携施設がある場合の優先的な入所調整

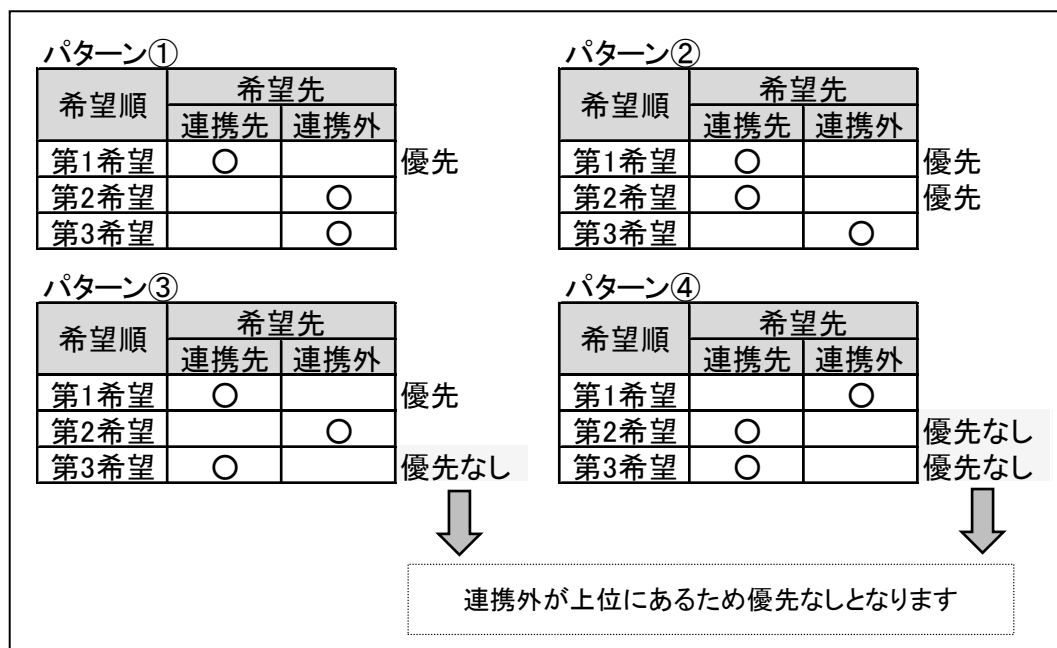
卒園後の受け皿がある連携施設を希望されている場合については、最優先で利用調整を行います。

なお、新規の入所申込みにあたっては希望園を第3希望まで記入していただくことができますが、連携施設への優先的な入所を希望される場合は、連携外の施設より上位に連携施設を記入していただく必要があります。

※ 連携施設への優先的な利用調整は、4月当初申込み(原則、一次調整)の場合のみ適用となります。

※ 連携施設の卒園後の受け皿の有無については各施設へお問い合わせください。

○ 優先の有無の判定パターン



(4) 令和8年度 草津市利用者負担額表(地域型保育施設)

◇ 利用者負担額は、直接施設が徴収を行います。

(月額：円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			本市利用者負担額								
			小規模保育施設等						家庭的保育施設		
			保育標準時間			保育短時間			保育標準時間および保育短時間		
階層区分	定 義	2人目のきょうだいカウント	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯または児童福祉法第6条の4に規定する里親である保護者	年齢制限なし(ひとり親世帯等を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	市町村民税非課税世帯で母子・在宅障害者等の世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	年齢制限なし(ひとり親世帯等に限る)	9,700 (3,000)	4,850 (0)	0	9,500 (3,000)	4,750 (0)	0	5,800 (1,800)	2,900 (0)	0
C2	所得割額が22,800円未満		12,800 (3,000)	6,400 (0)	0	12,500 (3,000)	6,250 (0)	0	7,600 (1,800)	3,800 (0)	0
C3	22,800円以上48,600円未満		13,500 (3,000)	6,750 (0)	0	13,200 (3,000)	6,600 (0)	0	8,100 (1,800)	4,050 (0)	0
C4	48,600円以上57,700円未満		22,400 (3,000)	11,200 (0)	0	22,000 (3,000)	11,000 (0)	0	13,400 (1,800)	6,700 (0)	0
	57,700円以上60,700円未満		22,400 (3,000)	11,200 (0)	0	22,000 (3,000)	11,000 (0)	0	13,400 (1,800)	6,700 (0)	0
C5	60,700円以上72,800円未満		23,700 (3,000)	11,850 (0)	0	23,200 (3,000)	11,600 (0)	0	14,200 (1,800)	7,100 (0)	0
C6	72,800円以上77,101円未満		25,200 (3,000)	12,600 (0)	0	24,700 (3,000)	12,350 (0)	0	15,100 (1,800)	7,550 (0)	0
C7	77,101円以上84,900円未満		25,200	12,600	0	24,700	12,350	0	15,100	7,550	0
C8	84,900円以上97,000円未満		26,600	13,300	0	26,100	13,050	0	15,900	7,950	0
C9	97,000円以上115,000円未満		38,100	19,050	0	37,400	18,700	0	22,800	11,400	0
C10	115,000円以上133,000円未満		40,300	20,150	0	39,600	19,800	0	24,100	12,050	0
C11	133,000円以上151,000円未満		42,200	21,100	0	41,400	20,700	0	25,300	12,650	0
C12	151,000円以上169,000円未満		44,200	22,100	0	43,400	21,700	0	26,500	13,250	0
C13	169,000円以上235,000円未満		53,700	26,850	0	52,700	26,350	0	32,200	16,100	0
C14	235,000円以上301,000円未満		54,500	27,250	0	53,500	26,750	0	32,700	16,350	0
C15	301,000円以上		62,100	31,050	0	61,000	30,500	0	37,200	18,600	0

※1 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年の3月は当年度分の市町村民税により決定します。

※2 市民税所得割額は、住宅借入金特別控除、寄附金税額控除や配当控除等の税額控除適用前の金額で算定します。

※3 原則として、両親の課税額の合計より階層区分を決定しています。ただし、祖父母が家計の主宰者である場合は、祖父母の課税額も含めて階層を決定します。

※4 生計を一にする世帯内3人目以降のお子様は利用者負担額が免除(0円)となります(表太枠内)。

※5 C1～C6の階層に属し、ひとり親・在宅障害者等の世帯は、()内の金額となります。

※6 課税額の算定に必要な書類の提出がない、市町村民税の申告がないなど課税額の確認ができない場合は最高階層(C15)で利用者負担額を決定する場合があります。

※7 市民税所得割額の確認方法については市ホームページでご確認ください。

